対象案件	北広島市地域防災計画及び水防計画の修正について
意見募集期間	令和 6 年 12 月 01 日（日）から令和 7 年 1 月 06 日（月）まで
担当部署(問合せ先)	総務部　危機管理課 電話 011-372-3311　内線 3342
意見提出件数	意見提出者数　　2 人
	意見提出件数　　2 件

提出のあった意見	市の考え方 （案を修正したときは修正内容）
【1件目】 原子力災害に対する安定ヨウ素剤の備蓄をお願いしたいと思います。また、万が一の時には緊急配布できる体制も整えて欲しいと思います。	北海道における原子力災害対策は、泊発電所における事故等を想定しておりますが、当市は重点的に防災対策を講じなければならない地域外として示されており、安定ヨウ素剤の備蓄はおこなっておりません。 想定外の被害が発生する場合、国などの判断に基づいて屋内退避の行動が有効な手段とされていることから、市民の皆様に様々な方法を通じて屋内退避をしていただくように呼びかけをおこなうこととしております。
【2 件目】 北広島市地域防災計画（一般災害対策編）（案）『第7節　避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画』について追加記載された「個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の	会議等の情報共有の枠組の重要性については市としても認識しているところですが、枠組を構築するためには、本文で言うところの多様な主体を明確化していくことが必要であり、その後の協議や調整も必要となることから、現時点では明文化は時期尚早と判断し、今後の見直しにおいて検討をしていくこととしたいと考えております。

実施等を一層図るものとする。」に以下を加える。「また、市の関係部署、避難支援に携わる関係者との情報共有を図るために、避難支援確認会議を実施する。」 （理由） 個別避難計画の実行性を確保する観点から、現実的に発災時の協力は、家族、自治会、地域住民と考える。「令和6年能登半島地震」に於いても、道路が地震で塞がれ、公的機関の対応が直ぐには出来ない現実があった。 他方、自治会の高齢化により、毎年、自治会の担い手が交代する現状があり、情報の共有と稀薄化が懸念される。最新の防災情報、関係機関の役割と連携の明確化、発災に於ける個人情報保護など、共通の理解と確認を適宜行い、隙間なく対応できるようにするために会議体を設けることを希望する。	